

博士學位論文要約

■ 題 目

貧困政策の経験を有する「子ども」の移行過程に関する社会学的研究：生活保護利用世帯で育った若者の生活史から

■ 提 出 者

長澤敦士 （人間・環境学研究科共生人間学専攻 博士後期課程）

■ 論 文 要 約

本研究の目的は生活保護利用世帯で育った若者の生活史を分析の対象として、彼/彼女らが生活保護制度をはじめとする貧困政策をどのように経験しているのかを検討することである。このことは生活保護利用世帯の子どもたちの生活世界を明らかにするだけでなく、日本において〈教育化〉する「子どもの貧困」対策の帰結を検討することでもある。

序章は本研究のきっかけとなる出来事と本研究の社会的背景を説明した。

第1章では本研究の先行研究を検討した。具体的には、貧困政策の対象となる低所得・貧困の中にある子どもの生活や人生の実態を明らかにした調査・研究のレビューを通じて、そこで何が検討されてきたのかを確認した（第1節）。これらの調査・研究では経済的困窮を基点とした「貧困」が世代を超えて再生産されていく過程を多角的に検討されてきたことを確認した。次に、『被保護者調査』（厚生労働省）やこれまでの生活保護利用者を対象とした調査・研究の検討を通じて、生活保護制度の概況を確認すると同時に、生活保護制度を利用する人々の特徴と傾向を確認した（第2節）。その際、低所得・貧困の中にある人々との関連で生活保護利用世帯の子どもがどのような社会的布置にあるのかも確認した。その結果、生活保護制度を利用する人々（あるいは、生活保護利用世帯）は低所得・貧困の中にある人々において、ごく少数の人々が利用するものであって低所得・貧困の中にある人々を代表するものではないことが確認された。このことは子どもにおいても同様であった。その上で、本研究では低所得・貧困の中にある子どもと生活保護利用世帯の子どもの同列に扱うことには慎重である必要があることを指摘した。このような関心もとで生活保護制度との関連で生活保護利用世帯の子ども・若者の生活を検討した調査・研究で明らかにされてきたことを確認した（第3節）。その結果、生活保護利用世帯の子どもたちの生活や人生は経済的困窮を基点とする「貧困」という状況によって規定されながらも同時に生活保護制度によっても規定されている側面があることが確認された。最後に、先行研究の検討を通じて明らかになったことを踏まえて、本研究の課題を設定した（第4節）。第1に、先行研究では生活保護利用世帯の子どもの「主体」としての側面——その際、本研究では生活保護制度をはじめとする貧困政策を「利用する主体」という視点を導入した——が具体的に検討されていないと

いう課題があることを指摘した。第 2 に、先行研究では生活保護利用世帯の子どもを含む低所得・貧困世帯の子どもたちの教育機会と教育達成に注目してきたことで、教育達成が実現されたのちの子どもの生活や人生における大学等への進学という出来事がもつ価値が十分に捉え切れていないという課題があることを指摘した。これら先行研究から導き出された 2 つの課題に応えるために、本研究では生活保護利用世帯で育ち、大学等への進学をした若者の生活史を仔細に検討することとした。具体的には子ども期から生活保護制度をはじめとする貧困政策に「包摂」されるということが彼/彼女らの生活や人生に及ぼす影響にはどのようなものがあるのか。また、そこでの生活や人生を彼/彼女らがどのように経験しているのか。そして、このように子どもの視点から貧困政策を検討することを通じて、今日、ひろく展開されるようになった貧困政策の帰結が子どもの生活や人生にどのようなものとして立ち現れているのか。本研究ではこれらの課題を検討した。

第 2 章と第 3 章では貧困と貧困政策の関係性について検討した。第 2 章では貧困政策には貧困の中にある人々を救済する側面と、貧困の中にある人々を抑圧（管理）する側面があることを確認した。その上で、第 3 章にて 2000 年代以降にみられた生活保護制度の動向と「子どもの貧困」対策の動向を概観した。その際、本研究では「子どもの貧困」対策を日本の貧困政策の動向の中に位置づけて、「子どもの貧困」対策の社会的布置を確認した。生活保護制度の動向にかかわっては 2000 年代以降にみられるようになった生活保護制度の第 4 次「適正化」と 2013 年に実施された生活保護制度の改正という出来事に焦点を当てて、そこに至るまでの経緯とその内容を確認した（第 1 節）。また、同時期に日本で初めて成立した「子どもの貧困」対策について成立までの経緯と本対策に対する学術上で繰り返された批判を整理した（第 2 節）。その結果、本研究では 2000 年代以降に展開された生活保護制度の見直しと「子どもの貧困」対策において設定されたアジェンダ——前者においては「就労による自立」の促進（強化）、後者においては「教育の支援」の重点化——に見られる共振性を指摘するに至った（第 3 節）。すなわち、「子どもの貧困」対策はそれ自体として展開されたものというよりは生活保護制度の見直しの影響を受けながら展開されたものであることを明らかにした。そして、このような貧困政策の動向の検討の結果、生活保護制度の見直しの動向においては〈教育〉の意味論の特権化、「子どもの貧困」対策においては〈社会問題の教育化〉という動向が把握され、いずれにおいても貧困政策が〈教育化〉していく過程にあったことが明らかになった。また、これらの時期は第 5 章～第 7 章で検討した調査協力者が中学～高校の時期にあたるため、第 3 章で検討したことは彼/彼女らの生きた時代背景を確認するという意義もあった。

第 4 章では本研究の調査方法の特長および調査協力者の生活史を分析するための視点を検討した。具体的には質的縦断調査という方法を取り入れたこととその特長を述べた。その上で、本研究では生活保護制度をはじめとする貧困政策を「資源」として、子どももまたそれらを「利用する主体」とであるという視点を導入することを述べた。

第 5 章～第 7 章では生活保護利用世帯の子どもをとりまく貧困政策の現状を踏まえて、

生活保護利用世帯で育ち、大学に進学した若者の生活史を分析の俎上に載せて検討した。その結果、彼/彼女らは生活や人生において生活保護制度を基点としてさまざまな貧困政策に巻き込まれながら自分たちの「生」を成り立たせていたことが確認された。調査協力者が子ども期においてどのように貧困政策を利用していたのかについては、調査協力者によって違いはあるものの、彼/彼女らにとって貧困政策は生活や人生の中で「資源」として利用されていることを明らかにした。それは、時に、期せずして利用している様子や自らの判断と選択によって「うまく」利用している様子もあることが明らかになった。そのようにして貧困政策を「利用する」ことで、彼/彼女らは大学へと進学している様子が明らかになった。しかし、彼/彼女らは最終的に大学から離脱していた。また、大学から離脱する過程においては彼/彼女らにとっての大学の価値も変容していく様子があったことを明らかにした。

終章では本研究の知見を整理するとともに、調査協力者の生活史の分析から明らかになったことを踏まえて、〈教育化〉する貧困政策の帰結を検討した。具体的には、調査協力者の生活史から生活保護利用世帯の子どもがどのような「主体」として生活保護制度をはじめとする貧困政策を「利用」していたかを検討した。その結果、ひとつに agent としての「主体」——「行為主体」——であること、もうひとつに subject としての「主体」——「自発的服従をする主体」——であることを指摘した。最後に、生活保護制度をはじめとする貧困政策を「利用する主体」として生きることを、「剥き出しの生」(Agamben, G 1996=2000) にならない、「継ぎ接ぎの生」を生きることを要請されることであることを示唆した。